

議 事

○上富刑事法制管理官 予定の時刻よりまだ若干ございますが、皆様お集まりでございますので、平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会第7回の会合を開会させていただきます。

なお、明治大学の田中康郎教授は、本日御欠席との御連絡をいただいております。

初めに、事務局から本日の資料について確認させていただきます。

○中村刑事法制企画官 本日の事務局からの資料は、議事次第と、高橋弁護士から御提供のありました「損害賠償命令制度」と題する書面2枚、武内弁護士から御提供のありました「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」と題する書面5枚でございます。

以上でございます。

○上富刑事法制管理官 足りない資料はございませんでしょうか。よろしいですか。

次に、論点についての議論に入る前に、事務局から被害者参加制度に関連した新しい法律について御紹介させていただきます。

○中村刑事法制企画官 今年の6月に被害者参加人に対する旅費等の支給制度の導入と国選被害者参加弁護士の選定請求に係る資力要件の緩和に関する改正法が成立いたしました。これらの改正法が12月1日に施行されました。これが一点目でございます。

また、二点目は、先日、危険運転致死傷罪の規定の整備、それから、いわゆる「逃げ得」の状況に対処するための罰則の新設、また、無免許運転による刑の加重の規定の新設などを内容といたします。「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が成立いたしました。11月27日公布されました。

この法律に規定される犯罪につきましては、全て被害者参加の対象犯罪とされております。また、この法律の施行日につきましては、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内で政令で定める日とされておりました。来年の5月26日までには施行されることとなります。

以上でございます。

○上富刑事法制管理官 それでは、論点についての議論に入りたいと思います。

本日は、まず前回の続きとしまして、論点整理の「第2 被害者参加制度以外のもの」の「3 損害賠償命令制度」の二つ目の丸にあります「自動車運転過失致死傷事件を含めるべきか」という項目について御議論いただきたいと思います。

この論点については、被害者団体等からのヒアリングにおいて、前田さんが代表をお務めになっておられます北海道交通事故被害者の会から御提案がありましたので、まずは前田さんから御意見の内容について御発言いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 損害賠償命令制度の対象犯罪として交通犯罪、刑法第211条などの過失により人を死傷させた犯罪を除外していることは、正しくないと思います。

この制度は何のために作られたのかという理念と、被害者の実情、両方に合っていないと考えるからです。言うまでもないのですが、これが作られた大本は、基本法第12条のいう「犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助」と、「刑事に関する手続との有

機的な連携」の二つです。基本計画でもそのことが位置付けられ、この貴重な法改正につながりました。

これまでは次のようなことが横行していました。刑事裁判で加害者が情状酌量を得るために「償います。」と言明していたが、民事になると一転して被害者側の過失を主張する。そのことで被害者遺族や被害者が一層ひどく傷付けられるというケースです。刑事裁判との有機的な連携が図られる本制度によって、このような被害者の負担が軽減されることになったわけです。

しかし、交通犯罪の一部は除外されました。このことは基本法第3条の理念、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が置かれている状況その他事情に応じて適切に講ぜられる」に反します。

これが検討されたときの法制審議会の論議を踏まえて意見を言いたいと思います。これは第2回の議事録というふうに覚えているのですが、公判請求の事件が増えてきたので、被害回復を一番に図る必要性の高い罪種に絞るべきだと言われて除外されたわけです。私はそこに一つ問題があると思っています。裁判所の都合と言いますか、効率性が理由とされているのはおかしいと思うわけです。

もう一つ。今の問題と関連しますが、故意犯によって死傷させられた場合には、身体的・精神的にも疲弊するから、民事裁判を提起するのは困難である。逆にいうと、過失による交通犯罪の場合はそうでなく、身体的・精神的な疲弊は軽くて、民事裁判を提起する元気がある、だから対象から外すという論立てになるわけです。そこが違うと思います。私の娘が被害者となった事件は、過失事件と言われる、前方不注意による死亡事件であったわけですが、それは違うということ声を大にして言いたいのです。

被害者というのは、故意か過失か、その罪種にかかわらず、相手の不法行為が原因で一方的に命などを奪われているのです。被害者等は当然ながら、同じように身体的・精神的に疲弊するわけです。そのことは少しの想像力を働かせれば分かっていただけだと思います。殺人事件でも過失とくられる交通犯罪による死亡事件でも悲嘆に差はなく、民事裁判を提起すること自体が大変困難なわけです。

当時の議事録を見ましたら、もう一つありますね。裁判の実態に着目して交通犯罪は除外すべきであると。その「実態」というのは、故意犯は加害行為の態様が争点になる、過失犯というのはそうではなくて、過失割合あるいは後遺障害の程度が争点になる。だからということですが、ここにも犯罪被害者、取り分け交通犯罪被害者に対する無理解といいますか、偏見が垣間見られるわけです。特に交通犯罪の場合、「麻痺した車優先社会」と私は呼んでいます、「加害者天国」という実態もあります。そういう中で、ある程度の被害は仕方がない、悪質犯罪でないのだから、起きてしまったら損害賠償をすれば済むのだ、今の整備された保険制度による賠償で慰謝されるのだ、このような捉え方が世間一般にあります。結果として尊い命が軽視されているわけです。

当事者の思い、実情は全く違います。私たちの多くは「被害者遺族にとっては、刑事裁判が全てなのだ」と言います。事件が刑事裁判で真実に基づいて公正に裁かれることを一番に願うのです。賠償も求めますが、命は決して金銭であがなえない。その複雑な間に置かれるわけです。私の場合もそうでした。私が民事裁判を行ったのは、刑事裁判で明らか

になっていない事実を明らかにするためでした。保険会社から娘に5パーセントの過失があるとされたことを正すためです。その思いというのはみんな共通なのです。

一つ例を挙げますと、これは第4回の意見交換会で事例として挙げた1年半ほど前の旭川の事件です。制限速度時速30キロメートルの住宅街を時速100キロメートル近い危険速度で衝突されて亡くなったわけです。遺族が民事裁判を起こしている理由はただ一つです。パトカーの追跡を免れるためにそういう危険速度で走行したという事故態様を加害者が否定しているために、そのことを明らかにするために民事を今やっているのです。刑事裁判で事実がつまびらかにされていれば、民事裁判はしないわけです。する余力も元気もないわけです。

ですから、故意犯は加害行為の態様が争点になる、過失犯は過失割合が争点になる、こういう区分けは正しくありません。数の上でも対象事例は少なくありません。損害賠償命令制度の対象になる危険運転致死の公判請求される件数は、平成24年のデータで28件ですが、自動車運転過失致死での公判請求数はその約60倍の1,699件もあり、その中に先ほど挙げた事件のように危険運転に極めて近い事例もたくさんあるわけです。そういう事例の多くは過失割合は問題にならないわけです。にもかかわらず損害賠償命令制度の対象から外されるということの矛盾の大きさを理解していただきたい。

議事録の中には、それに続けて、その対象にすれば簡易迅速ということが実現しないということも理由として挙げられています。私は、全体を通して効率化と簡易迅速化が一人歩きしているような感じを受けています。制度の趣旨自体は、一方的に犯罪被害を受けた被害者の実情を踏まえて、被害者の負担を減らすことが目的のはずですのに、裁判の効率や簡易迅速イコール負担軽減というふうに捉えられているように思うのですが、そうではない。刑事裁判の審理結果を利用するという有機的な連携によって被害者等は負担軽減されるわけです。それが制度の趣旨だと思います。もちろん、損害賠償命令制度を使うかどうかは被害の当事者が選べるわけですから、その意味も含めて被害者の権利行使の道を閉ざすべきではない。そういう意味で、正しく交通犯罪等過失事件も含めるべきと考えます。

取りあえず。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ただ今の前田さんの御説明に対する御質問でも結構ですし、この論点についての御意見でも結構ですので、御発言がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

高橋弁護士、どうぞ。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 平成18年の法制審のとき、過失犯を除く理由として大きく二つのものが挙げられていました。民事の損害賠償請求訴訟では、損害に関し、二つの論点があります。第一は損害の範囲です。二つ目は、損害の範囲が決まったとして、具体的に賠償額は幾らにするか、これが第二の論点で、過失相殺の問題です。まず、損害の範囲ですが、交通犯罪のような場合は後遺障害が残ることが多く、その等級認定をどうするかが問題となります。これを決めることは容易ではなく、恐らく4回以内ではとても審理は終わらないと考えられます。

実際の訴訟を見ても、高次機能障害の後遺障害の等級認定となると半年から1年ぐらい争うことも珍しくなく、4回、あるいは、6回まで拡大しても審理が終結しないことが予

想されます。さらには、刑事の裁判官に等級認定まで期待するとなると、裁判官にその辺から勉強していただかないといけなくなってしまっていて、現実的ではないとも言われました。これが過失犯を除く第一の理由です。二つ目の理由は、賠償額の査定、つまり過失相殺で被害者側の過失割合をどこまで認めるかという問題も争いになることが多く、これもまた半年間くらい審理に掛かることがあり、そのため、4回以内では審理が終わらないことが挙げられていました。

もっとも、実際の裁判の例を見ると、過失割合が明らかに百対零という事案もあります。例えば、横断歩道上を青信号で渡っていた歩行者を轢いてしまった場合です。また、損害の範囲についても、死亡の場合には後遺障害などは問題となりませんから、比較的簡単に認定できます。そうすると、誰が見ても被害者側に一切過失がないと認められ、かつ死亡事案の場合は、損害賠償命令制度の対象犯罪としても、今述べた過失犯を除く二つの理由は引っかかってこないのですから、問題はないわけです。ですから、一律に過失犯を損害賠償命令制度の対象から除外するのではなくて、明らかに4回以内で審理が終わると想定できる場合は、対象としてもいいのではないかなという感想を持っています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

そのほかの方からこの点について御意見はございますか。前田さん、どうぞ。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 付け加えていいですか。今の高橋弁護士の発言とも関連しますが、法制審の第6回会議の中では事務局の最終的な見解が出されていたようですので、そこについても付け加えておきたいと思います。

見解は三つありまして、過失割合が争点になるような事案では、刑事裁判の迅速を阻害するということが一つありました。しかし、迅速ということが理由とされるのはおかしいし、被害者はそれを望んでいないわけです。刑事裁判で事実、態様を明らかにしてほしいということが一番の願いですから。加害責任を明らかにすることは、裁判所の責務であり、過失割合という例は少ないと思いますが、そういう場合であっても時間が掛かるからということで門戸を閉ざす理由にはならないと考えます。

二つ目として、交通事故は専門的知識を必要とすることが多いということが挙げられていますが、これについても、ほかの事案は専門的知識を必要としないのかとなるとそうではないと思いますし、そこはおかしいです。続けて、保険会社を含めて解決を図る必要があって、簡易迅速の趣旨にそぐわないとあります。「解決」ということは被害者にとってもはやあり得ないのですが、その解決にしても、私たちは保険会社が関与することによって解決が遠ざけられていると実感しているわけです。私たち北海道の会でもいろいろな関係機関に要望書を出していますが、その中では、民間の保険会社が関与した賠償制度はなくすべきで、国が管轄している自動車賠償責任保険に一本化すべきということをして10年以上前から要望しているのです。営利目的の保険会社が関与することによって非常に苦しめられているというのが私たちの実情なのです。

それから、保険会社が関連するから、簡易迅速の趣旨にそぐわないということで言うと、これは今も刑事の審理終結前に民事が提起されて、両方で並行して行われるということがあるわけですから、それは問題にならないということは論議の中に出てきたということを知っています。

三つ目は、今、高橋弁護士も言われましたが、民事への移行が常態化するのであれば、制度の在り方として問題だと当時事務当局で言われています。しかし、違うと思います。移行があっても、刑事裁判で出された証拠等がそのまま使えるわけですから、有機的連携は残るし、被害者にとっての負担が減るというメリットは十分あるわけです。ですから、私は第6回の意見交換会で出された「だから除く」という三点の論拠は薄いと考えます。

もう一点は少し別な観点から。冒頭言われた新法、自動車運転死傷行為処罰法が来年5月までに施行されますが、これとの関連です。これまで、危険運転等が損害賠償命令制度の対象になって、過失運転との間があったわけですが、それを埋める法律ができたわけです。私はそこを画然と線を引くことは難しいし分けるべきではないと思っています。

私たちは自動車運転についての法律を一本化すべきだということを10年以上前から要望していましたので、そのことが今回実現し、一つにまとめられたことは大変意義が大きいと思っています。自動車運転の場合、ここまでが故意犯で、ここから過失だと分けることは難しいと思うのです。飲酒運転をしたとしても、それで人を轢^ひこうとは思っていないわけですから。私はこの矛盾について、意思責任を問うて、結果責任を軽く見る近代刑法、今の刑法体系の根底に問題があると考えています。自動車運転死傷処罰法という一つの法律になりましたので、その中でこの損害賠償命令制度の対象となる罪とそうでない罪とを分けるということに、今後は更に無理が生じると考えますので、その意味でも、これを機に過失致死傷事件まで含めることが妥当だと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

熊谷弁護士、どうぞ。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 私も、交通関係を中心とした自動車運転過失致死傷事件については、損害賠償命令制度の対象には入れるべきだと考えています。確かにたくさん問題があるということも理解しているのですけれども、被害者の方々とお話をされていて、自動車運転過失致死傷罪の判決の公判に立ち会うと、事件によっては被告人の有利な情状として、裁判官が「任意保険に加入しており、いずれ相応の財産的見地からの賠償が見込まれる。」ということをおっしゃることがあります。おっしゃることは間違いないのですが、実際には、判決が終わって、実際に相応の財産的賠償を取得するまでかなりの苦勞があります。

御本人で損害保険会社さんと交渉すれば、最初は非常に低い金額しか提示されなくて、中にはそれで諦めてしまう方もいらっしゃるし、弁護士が付いてもいきなり裁判基準の提示などはなかなかされません。それでかなりの時間を掛けて、これ以上無理なら裁判しますか、どうしますかというところまで来て、被害者の方が「頑張る。」と言えば裁判になり、中には力尽きてしまって「もういいです。」と言えば、裁判をやればもうちょっととれるのになと思いつつながら、そこで決着を見るということも非常に多いのが現実です。

このように、刑事の裁判で相応の賠償が見込まれるということが被告人の有利な情状になっていながら、現実にはそれが実現するにはかなりの困難が伴いますので、被害者の立場からすると違和感が否めません。そこで、被害者の言いなりに全てがうまくいくわけではありませんが、前田さんや高橋先生からお話があったように、損害賠償命令制度のルールに乗せて、4回以内の審理で解決が見込まれるものも少なくないと思いますので、そうい

う事件については損害賠償命令制度を利用して積極的に早期解決を目指すことを考えるべきです。

ただ、損害賠償命令の審理を始めたところ、過失割合について議論がありますとか、例えば、通院のときのタクシー代が要るのか要らないのかなどといった細かいことで争いになり早期解決が難しいということになれば、刑事に付随する手続ではなく、民事訴訟に移行するという対処していけば、少なくとも今苦しんでいる交通事故の被害者の方の幾らかは経済的観点からの早期救済ができるようになるのではないかと思います。そのために、それほど裁判所あるいは刑事司法に負担は掛からないのではないかと思いますので、採り入れる方向での検討を是非お願いしたいと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

大澤教授、お願いします。

○大澤東京大学教授 損害賠償命令の制度は、民事訴訟による民事の損害賠償と並んで、それよりも簡易迅速に、そして、確実に救済が得られるような方法を開こうという趣旨で設けられたということであったかと思います。そして、それにふさわしい事件に範囲を限ろうということで、現在のところ、自動車運転過失の事件は除かれているということかと思っています。御指摘がありましたように、自動車運転過失の場合、過失相殺の問題とか、後遺障害の問題等でかなり時間が掛かることがあるだろうということで、それについては、前回の法制審のときにはかなり議論した末に典型的に除くという判断がされたということであったかと思っています。

確かに、高橋先生言われたように、中にはそういうことをしないで済む事件もあるのかもしれませんが。その場合に全部対象に含めるということにすると、4回で終わらないものについてはどんどん民事訴訟に移行するということにもなってくるだろうと思うのですけれども、制度の組立てとして考えたときには、4回という枠を設けるのであれば、それにふさわしく、きちんとその中で解決できるような類型の事件を選ぶべきではないかということでも考えたかと思っています。仮に、事件の範囲を広げたとして、どんどん出てきても、どんどん移行するということになる、制度の重みのようなものが損なわれてきかねないということも懸念されますが、その辺りについては何かお考えをお持ちでございましょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 大澤先生がお話された部分に関わり、ちょっとお話ししようと思っていたことがあります。交通事故紛争処理センターの仕組みです。交通事故紛争処理センターは事故の態様について当事者間に争いがほとんどない、損害の範囲と賠償額だけに争いがあるというときに受理してくれます。交通事故紛争処理センターでは原則3回以内で審理を終わらせてくれます。1か月1回ぐらいやって。私も申し立てるときはいつも使い分けています。事故の態様に争いがあるときには、交通事故紛争処理センターを使わないで通常の民事訴訟を起こし、事故の態様に争いがなければ紛争処理センターに申し立てると、こういうふうに現に弁護士自身が使い分けています。

同様に、損害賠償命令制度についても、3、4回以内で損害の審理で終わるだろうというものについては、弁護士の方で「それは申立てましょう。」となり、どう見てもこれは4回では終わらないという場合にはやっても無駄だから、「申立てをしないで、通常民事をやりましょう。」と、きちんと使い分けができるのではないかと私は期待しています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

大澤教授、いかがでしょうか。

○大澤東京大学教授 先ほどの保険会社が関わってくるという問題もあるかと思いますが。もちろん、制度そのものを改めて、保険会社がおよそ関わらない制度を構想すればまた別でしょうけれども、現実には保険会社がカバーしている部分は大きいと思うのです。保険会社が損害を補てんする上でかなりの役割を占めているということ踏まえたときに、4回の枠内でうまくやっていけるのでしょうか。

○上富刑事法制管理官 私も教えていただきましたのですけれども、現状として保険会社が果たしている事実上の役割が大きい中で、仮に損害賠償命令の制度に乗せていったときには、保険会社の対応を含めてどのような事態が予想されるのかということについて御承知の点があれば、是非教えていただきたいと思いました。併せてお願いいたします。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 まず、交通事故紛争処理センターに申し立てた場合、相手方の代理人は、今までの私の例では7, 8割、保険会社の職員です。弁護士ではないのです。これは、交通事故紛争処理センターが出来上がった経緯に関わります。交通事故紛争処理センターがなかった時代、保険会社の職員が加害者の代理人として交渉をしていくことがしばしばありました。しかし、これは弁護士法違反ではないかという批判が沸き上がりました。つまり、弁護士でない人が勝手に法律事務を業として行っている、これはおかしいのではないかという批判です。もっとも、だからといって、いちいち弁護士が加害者側に就任しなければならないとなると、これまた解決に時間が掛かります。そこで、妥協点として交通事故紛争処理センターの判断に対しては保険会社は尊重するよう努める義務があるとして制度が出来上がりました。つまり、被害者は交通事故紛争処理センターの判断に不服があるときには民事へ持っていけるのですが、被害者が「これでいい。」と言った場合には、保険会社は不服があっても民事訴訟に移行させることができないのです。では、交通犯罪を損害賠償命令制度の対象とした場合はどうなるか。恐らく刑事裁判については弁護人が被告人の弁護人に就任し、損害賠償命令制度については、これは交通事故紛争処理センターのようなADRではなく純粋な訴訟ですから民事訴訟の弁護士代理の原則により、保険会社の顧問弁護士が、刑事の弁護人とは別に、民事の代理人として就任するのではないかと予想されます。

○上富刑事法制管理官 更に教えていただきたいのですが、そういう段階になったときには、損害賠償命令の手続は実質的には保険会社と被害者との手続になるというようなイメージなのでしょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 私はそう思います。実際に通常の民事訴訟もほとんどそうで、保険会社の顧問弁護士が被告人の代理人として就任しています。負けたとき、実際にお金を払うのは加害者である被告ではなく、被告と損保契約を締結している保険会社ですから、一番の利害関係人は保険会社です。したがって、被告の代理人も、保険会社の顧問弁護士が就任するのが通常です。交通事故を損害賠償命令制度の対象とすると、恐らく、被害者参加人が原告、被害者参加弁護士が原告代理人、刑事の被告人が民事の被告、保険会社の顧問弁護士が被告代理人となり、実質的には原告代理人と保険会社の顧問弁護士との闘いになると思います。

○上富刑事法制管理官 ほかに、この点について更に御意見をお持ちの方いらっしゃれば。
香川課長、どうぞ。

○香川最高裁判事局第二課長 前回の法制審のときの議論をこちらも細かく承知しているわけではないのですが、裁判所の立場からそのときに議論されていたことはこういう意味ではないかと思うことについて、二点ほどお話をしておきたいと思います。

一点目は、先ほど前田委員から何点か御指摘がありましたけれども、迅速な裁判に反するのではないかという辺りにつきまして、私どもの理解では、想定している事件は恐らく刑事の裁判では過失割合が問題にならない、要するに、被害者側の過失は量刑判断に当たってはほとんど関係がないというような事案であるけれども、民事の損害賠償を考える上では、被害者側の過失に関する主張も踏まえて過失割合を判断しなければいけないという事案があった場合に、刑事の裁判において、本来的には被害者側の過失を問題にしないにもかかわらず、後の民事訴訟のことを慮って過失割合について刑事裁判の方でも審理をするとすると、刑事裁判に時間が掛かってしまうのではないか。そういう懸念を裁判所としては持ち得るのではないかと私どもでは理解しております。

それから、二点目、専門的知識の話も前田委員から出ましたけれども、これについては裁判所の実態としまして、民事訴訟の方でも、全ての裁判所ではございませんが、集中部や専門部という形で交通事件を専門的に取り扱う態勢を整えていることが多いということでもあります。これは、特定の裁判官が専門的知識を持ってやるのにふさわしい事件類型という捉え方をしているという意味でございまして、一般的に刑事の裁判官がそういう意味での専門性を備えているかということ、ちょっと心もとないところがあるかもしれないという意味と理解しております。

その上で、この自動車運転過失致死傷の事件が損害賠償の対象になった場合に、どれぐらいの負担になるかというのはなかなか積算がしにくいところがございます。ちなみに、全地方裁判所における自動車運転過失致死傷事件の終局件数がどれぐらいあるのかといいますと、平成23年で5,192件、平成24年で5,032件です。このうちのどれぐらいが損害賠償命令の申立てがあるのかということにもなりますけれども、その中で一定数が選択されてきた場合に、どれぐらいなら耐えられるかというのは、なかなか積算しにくいところではあります。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

御発言のうちの一点目の御趣旨は、民事と刑事の事実認定がずれるということではなくて、刑事の量刑事情としては意味を持たない事実であっても、民事の損害額の算定においては意味を持つことがあり得て、そういうことにずれが生じたときの問題という理解でよろしいわけですかね。

○香川最高裁判事局第二課長 そのように私は理解しております。例が適切かどうか分かりませんが、例えば被害者側の過失が5パーセントというような話があったときに、それが本当に量刑に影響するかと考えたときに、あまり量刑に影響しないと刑事の裁判で判断すれば、その点を刑事の裁判でぎりぎり詰めるということは恐らくないのだろうと思うのですね。それが民事の裁判になったときにそこはきちんとやらなければいけないということ的前提に、刑事の裁判で本来必要でないのかもしれないことについてどこまで審理するか

ということは、問題になり得るのかなと思っっているということでございます。

○上富刑事法制管理官 分かりました。ありがとうございました。

この点について更に御発言ございましたら。それでは奥村弁護士，どうぞ。

○奥村弁護士 弁護人の立場から申しますと、今、香川課長さんがおっしゃったように、5パーセントという類いの、民事的な場合ですね、弁護人としては刑事事件の法廷でそれを過失相殺だみたいなことを、普通はやらないのではないかなという感覚です。だけれども、前回も言いましたけれども、被告人の側の経済事情とか環境調整的な意味で、損害賠償命令に対してそれなりに弁護人も関心を持って対処するということになってくると、刑事弁護の中で過失のことをいろいろ考えざるを得なくなってくるのかなという感じもします。

それから、保険会社は確かに出てくる可能性があって、保険会社の代理人が付いた場合、もちろん損害賠償命令の被告側に弁護人が付くべきだということまでは言えないのですけれども、保険会社の代理人が出てきたときに、その間で錯綜する可能性があるかなということちょっと危惧します。高橋さんがおっしゃったように、ひょっとしたら適する例もあるのかもしれないけれども、適する例があるからといって、制度全体としてこれを含めるかどうかについては、もうちょっといろいろなことを議論しなければならないのかなという感覚です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

武内弁護士，どうぞ。

○武内弁護士 私も過失犯を含めることに積極的に反対する立場ではないのですが、先ほど保険会社が関与した場合どういう事態が予想されるかというお尋ねがあったので、分かる範囲で意見を述べたいと思います。

保険会社の弁護士等が損害賠償命令の代理人として関与していないケースで、被告人が認諾をしてしまったり、かなり不利な過失割合で和解に応じてしまった場合、約款の適用によって保険金の支払いがなされない事態が予想されると思います。となると、保険会社側が損害賠償命令の手續に関与できない場合、現実に制度を選択した被害者が、経済的な被害回復を受けられないリスクは否定できないと思います。

他方、高橋先生がおっしゃったように、保険会社側の弁護士等が手續代理人として関与することも考えられなくはないのですが、刑事弁護人として刑事訴訟に携わっていない限り、損害賠償命令についてだけ代理人となった者は、事実上、手續の開始の時点で公判記録を閲覧することができません。記録に関して閲覧ないし謄写を経ないで、迅速な手續の中で保険会社がきちんと対応できるかという、現実的には困難だろうと思います。となると、相当数の事件が異議申立て等によって、通常民事訴訟に移行してしまうのではないかと。そうすると、結果的に簡易迅速な解決という制度の趣旨が活かされないのではないかと。という点は懸念いたします。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

高橋弁護士，どうぞ。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 まず、香川課長のお話からですが、確かに法制審のときには損害賠償命令の対象にすると民事の過失相殺、この民事の争点が刑事の中に持ち込まれてしまって、刑事の審理が長くなり、下手をすると身柄拘束期間が長くなってしま

うということが懸念されていました。でも、そういう懸念が現実化するのであれば、今の制度でもそういうおそれはあるはずです。どういうことかという、今の制度の下でも、保険会社は、刑事の審理が終わって判決が出てから交渉に応じることがほとんどで、したがって、現行制度の下でも、もし民事の争点が刑事に持ち込まれるという懸念があるなら、持ち込まれているはず。ところが、実際には持ち込まれていません。刑事でどういうことを弁解しようが、過失相殺を言おうが言うまいが、保険会社は今の制度でもあまり関心を持っていないようです。ですから、それは危惧ではないかなと思っています。これがまず一点目です。

次に、簡易迅速な処理という点ですが、実は、法制審のとき、簡易迅速な処理という意味が、構成員によって違う意味で二通りに使われていたと思います。使われている意味を統一しないでみんな議論していたのです。つまり、最高裁の方は、簡易迅速な処理というのは、飽くまでも損害賠償命令の審理それ自体を2回とか3回とか、早めに終わらせようという意味で使われていました。これに対し、被害者側はそういう意味では使っていませんでした。被害者側が言っているのは、従来は、刑事裁判が終わって、別途、民事訴訟を提起しないといけなかったものが、合体したからそれで短縮し、簡易迅速に処理できるようになるという意味で簡易迅速の意味を使っていました。

ですから、損害額の審理が6回、8回、9回やっても、別に被害者にとってはそれでよかったのです。被害者が言っているのは、飽くまでも今まで刑事をやって、終わってまた民事をやらなければいけない、この二つを一個に合体してくれれば、今までに比べれば簡易迅速だろうという意味の要望をしていたわけ。だから、そういう点も考慮いただきたいなと思っているわけです。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

大澤教授、どうぞ。

○大澤東京大学教授 御指摘のあったうちの刑事裁判自体が長くなってしまおうという話は、この種の民事と刑事を合わせたような手続を作ったときに、どうしても出てくる問題であり、どうするのかということで随分議論した末に、刑事の審理をしている間は基本的に民事の問題には一切立ち入らない、刑事の判決が出た後始まる民事の部分で専ら扱うのだという仕切りをし、それによって、制度の設計上は、民事の損害賠償命令の制度が入ってくることによって、刑事の部分が長くなるということは基本的に避け得るような制度設計をした。そのことは間違いないと思います。

その上で、簡易迅速について、今、高橋先生から御指摘がありましたように、くっつけることが大事だとすると、損害賠償命令の審理自体を長くやるのがなぜ悪いのかという疑問が出てくるかもしれませんけれども、民事と刑事とかなり専門化して、裁判所も多くのところでは裁判体が分かっているような状況の下で、刑事の裁判所がそのまま民事の、しかも複雑な事件を延々とやるということは、果たして制度の設計として合理的なのかという問題が基本的にはあるのだろうと思うのです。

一方で、簡易迅速な救済のための手続のメニューを増やすとして、もう一方では、国の裁判制度としての合理的な在り方も考えなければいけない。そういう中で4回で済むようなものという線引きが出てきたのではなかったか。もちろん、8回でも10回でもと言わ

れると、一緒にやるという意味では8回でも10回でもいいのかもしれませんが、限られた裁判のリソースの使い方としてどういう在り方が合理的なのかということも、この種の制度設計の中では考えていかなければいけないだろうと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

この点について、このほか特に御発言ございますか。奥村教授、どうぞ。

○奥村同志社大学教授 過失犯に関して過失相殺の割合についてあまり争いのない事例で、4回程度で終わるものは対象にしてはどうかということで、交通犯罪の被害を含めるべきではないかというお話であります。私もそれに反対ではないですが、数回で終わりそうな争いのないケースとそうでないケースとをどこで線引きするかというのが一つ問題です。

もう一つは、過失犯を含めるとしても、なぜ交通犯罪に限るのかということです。交通犯罪以外でも、例えば京都の福知山で起こりました花火事故の被害などがございますけれども、あれも被害者側に過失がないという事案だったと思います。そういう場合も含めるべきで、交通犯罪に限る必要はないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 確かに主語として「交通犯罪」と言ってしまったのですが、頭の中では交通犯罪に限らず過失犯は広くという趣旨で言っていました。

○上富刑事法制管理官 前田さんもそういう趣旨ですか。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 私もそうです。

○上富刑事法制管理官 分かりました。

奥村先生、その点はいかがでしょう。

○奥村同志社大学教授 ですから、過失犯をもし入れるとすれば、簡易迅速な手続によるもので、争いのない事案について損害賠償命令制度が機能するように制度設計されているわけなので、過失相殺の割合や後遺障害の認定等がほとんど問題にならないというものを対象にしていくということが大事なのではないかと思うのですが。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 ですから、私が考えたのはまず死亡事案です。後遺障害が残る事案はまず無理だと思います。あと、百対零が明らかな事案です。相手方がセンターラインを明らかにオーバーしている、あるいは、青信号で歩行者が横断歩道を渡って轢過されたとか、あるいは、この前の花火の事故のようなものです。ああいったものを念頭に置いています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

この点についてほかにございますか。よろしければこの程度にさせていただきます。

それでは、続いて三つ目の丸の「被害者遺族の固有の慰謝料請求権についても損害賠償命令制度の対象とし、相続放棄をした場合でも申立てができるようにすべきか」という論点について御議論いただきたいと思います。

この論点を含めた幾つかの点について、本日、高橋弁護士から書面をいただいております。この書面には、今申し上げた点を含めて幾つかの問題提起を併せてしていただいておりますので、高橋弁護士からこの場でこれらの御意見の内容について、便宜一括して御発言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 論点1は、例えば、取引上のトラブルで殺されたような場合です。取引上のトラブルですから、特に事業を営んでいる人の場合には負債を

負っていることがあり、相続人が相続を放棄する例があります。ところで、被害者保護法第23条は、当事者適格として「一般承継人」と書いているので、つまり、亡くなった人の相続人と書いてしまっているのが、相続を放棄し、不法行為のときに遡って相続人ではなくなったことになる、相続を放棄した者は「一般承継人」には含まれず、当事者適格を失うのではないかということが文理上の解釈として出てくると思います。そうすると、相続人の固有の慰謝料請求権、例えば民法第711条によると父・母・配偶者・子は、固有の慰謝料請求権が明文で認められていますが、この固有の慰謝料請求権を提起するための損害賠償命令の申立てができなくなってしまうという問題が発生します。これが第一点目であります。

二点目ですが、これも実際やってみて私も初めて気付いたのですが、夫が妻を殺害して子供二人が残されたような事案です。この場合、亡くなった妻の損害賠償請求権を、妻が死亡したその瞬間的に相続人らに移転するというのが民法の理屈です。妻の逸失利益に基づく財産的損害賠償請求権、それから、妻自身の慰謝料に基づく精神的損害賠償請求権、これらは加害者の夫にも相続人である以上、半分が承継されてしまうわけです。もちろん、子供にも半分承継されます。ただ、加害者の夫は損害賠償請求権の債務者でもありますから、債権者イコール債務者となって、恐らく「混同」によって夫の請求権自体は消滅すると思われまふ。もっとも、だからといって、子供の持分が全額に拡大されるわけではなくて、子供の持分は、やはり2分の1のままであることに変わりありません。

確かに、民法には、被相続人を殺害して刑に処せられた者については相続適格を失うという規定が用意されていますが、「刑に処せられた」という意味をコンメンタールで調べましたら、刑事判決が確定したという意味とされています。確定したという意味になると、損害賠償命令の申立てをする段階では刑事判決はまだ確定していませんから、特に刑事判決で控訴があった場合には、いつまでも確定していないわけですから、「刑に処せられた」という相続欠格に関する規定を損害賠償命令の申立て段階では適用することができないこととなります。結局は、子供は2分の1しか請求できないということになってしまい、不公平であるというのが二つ目の問題点であります。

ですから、規定の書き方を変えていただきたいと思います。第一に、当事者適格について、被害者及び一般承継人という規定のほかに、第2項を設けて、父・母・配偶者・子については、固有の慰謝料請求権についても損害賠償命令の申立てができるという規定を別途設けていただきたいと思います。また、第二の問題点についても、相続欠格事由として、刑が確定しなくても、第一審で有罪判決が言い渡されただけでも失うとしてほしいのです。

次に、「その他損害賠償命令制度に関連する関心事項」のうちの丸の上の方です。これは罪体について争いがあるという理由だけで、裁判官が職権で民事に移行してしまう方が結構おられるという問題点です。でも、これでは損害賠償命令制度を作った趣旨を失わせることになってしまいます。例えば、殺人で言えば刑法では「人を殺したる者は」と書いてあります。これに相当する民法の条文は第709条なのですが、ここでは、故意・過失、権利侵害、因果関係、損害の発生、この四つが要件事実とされています。このうち、刑事で審理するのは故意・過失、権利侵害、因果関係の部分で、損害の部分は刑事では審理しません。そして、故意・過失、権利侵害、因果関係の部分については、刑事で十分に審理

を尽くしているのですから、そして、刑事の裁判官が同じ刑事の裁判資料を用いて民事をやるのですから、その部分の認定は変わらないでしょうということを前提に、損害賠償命令制度を作りました。ただ、損害については刑事では審理していませんから、別途4回の期間を設けて審理しましょうということになったわけです。そして、罪体について本当に争いがあるのであれば、それは損害賠償命令の決定に対して、加害者側が異議を述べて民事に移行させれば良いとされたのです。

ところで、加害者側が異議を述べて移行させることができるとなると、今度は何のために損害賠償命令制度を作ったのか訳が分からなくなってしまうことにもなりかねません。そこで、被害者の利益を考えて仮執行宣言を付け、かつ仮執行宣言は異議により民事に移行しても失効しないようにしてバランスを取ることにしました。

以上のような仕組みでバランスが取られているのが損害賠償命令制度ですから、罪体に争いがあるからといって、移行させてしまうというのでは、損害賠償命令制度の自殺になってしまいます。そのところをよく理解されていない裁判官が時々おられるということで、運用上その辺は注意していただきたいというのが三点目です。

四点目は検察官の問題なのですが、私が当たった検察官が唯一の例ではないかと思うのですが、損害賠償命令の決定に対して異議が出たときに民事に移行しますが、そのときに刑事の書類、一件記録が移行されます。確かに被害者保護法第35条には、関係者の名誉、生活の平穩を著しく害するおそれがある場合には、検察官が移行させるのは不相当であるという意見を述べることができます。ここの解釈を、刑事事件だから関係者の名誉、生活の平穩を著しく害するのは当たり前だから、全ての記録について不相当という意見を述べられてしまった検察官がいました。しかし、これでは全然意味がないのです。法曹会から出しているコンメンタルを見ましたら、関係者の名誉、生活の平穩を著しく害するおそれがある例として、例えば爆弾の作り方とか、あるいは、被害者の戸籍謄本といったものを指しているのだとされており、極めて限定的に書いてあります。ですから、そのところも、検察官は運用において配慮していただき、注意をしていただきたいというのが四点目です。

以上です。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

今、御発言が四点ございましたが、いずれの点についても結構でございますので、御意見、御質問をいただければと思います。その際、どの点についての御意見、御質問なのか明らかにしていただければと思います。

香川課長、どうぞ。

○香川最高裁判事局第二課長 今御指摘のありました四点のうち一点目と三点目について簡単にお話したいと思います。

一点目の相続放棄があった場合でございますけれども、確かに高橋弁護士がおっしゃるとおり、相続放棄をされた場合には、通常は一般承継人には該当しないと解釈しているのが一般的ではないかと思っております。これは通常の民事訴訟では当然請求できると思いますので、どの範囲までを損害賠償命令に乗せるかという問題になるのかもしれない。そういう意味で、立法の在り方について意見を申し上げるといふつもりはないのでござい

ますが、仮に固有の慰謝料のみを独立して損害賠償命令の対象にするということになると、もしかすると考え方が違うという御指摘もあるのかもしれませんが、本来の損害賠償命令としては、簡易迅速な手続で紛争解決を図るといった関係でどのように考えるかということは、よく検討をしていただければと思っております。これが一点目でございます。

もう一つ、三点目の罪体について争いがあった場合に、そのことだけを理由に民事訴訟に移行しているのではないかという御指摘についてでございます。前回、最高裁からお配りいたしました統計資料でございますけれども、この中で統計上の数字といたしましては、被害者保護法第32条1項で終了するという決定をしたものが、いわゆる民事訴訟に移行したものという分類になります。大まかに申し上げますと、全体の申立て件数のうち1割前後が民事裁判に移行するという決定になっているということでございます。

そういう点からいたしまして、裁判所において民事訴訟への移行が取り分け多い運用とまではこちらとしては理解しておりません。民事訴訟への移行といいますのは、例えば争点が複雑だというような事情で4回以内に審理を終結することが困難であると認められるときに、当事者の手続保障や合理的な手続運営といった観点から、民事訴訟に移行することを各裁判体で判断しているものと思われまふ。御指摘の趣旨は理解するところでございますが、裁判所の運用としては、このような形で個別に適切に行っていると理解しております。

以上が三点目でございます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

そのほか、この論点について御発言がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

武内弁護士、どうぞ。

○武内弁護士 一点目の問題について、出題の御趣旨を確認させていただきたいのですけれども、親族固有の慰謝料請求権という、「固有」と言うくらいですから、元來行使できるのは親族、この出題に即して言えば御遺族に限られるのかなと思うのです。そうすると、御遺族というのは、そもそも一般承継人の立場で損害賠償命令制度を利用する場合であっても、御自身の固有の慰謝料請求権は行使できないのではないのかという考えがあり得るかと思うのですが、その点についてはどのようにお考えなのかということが一点。

それから、民法第711条の解釈としては、死亡に比肩し得べき重大な精神的損害を被った場合にも、親族固有の慰謝料請求が認められるというのが確立された判例かと理解しております。そうすると、重大傷害事件の場合、親族固有の慰謝料請求権は発生するが、この場合、そもそも亡くなっていないわけですから、相続放棄が発生しない。だけれども、損害賠償命令の枠組みの中では親族固有の慰謝料請求権は行使することができないということになるかと思うのですけれども、死亡事案と重大傷害の場合との平仄をどのように合わせるかと考えておられるのか、御説明いただければと思います。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 まず一点目ですが、おっしゃるとおりだと私は思っています。確かに理屈から言ったら、今の損害賠償命令制度を使ったときに、固有の慰謝料を費目に加えるのは確かにおかしいのかなとずっと思っているのですが、ただ、実際には皆さん費目として計上しています。その辺のことについて裁判官がどう判断されてい

るのか、そこまでは私は分からないのですが、ただ、現実には固有の慰謝料も加算して請求し、かつ判決もそれを認めているのがほとんどです。

二点目ですね、確かに言われてみれば、傷害の場合には最高裁の判例がありました。死亡にも比肩し得る場合には固有の慰謝料請求が認められると。それでやると4回以内で審理が終わらないということで、移行になるのではないのでしょうか。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

その点はよろしいでしょうか。ほかに御発言ございますか。

○中村刑事法制企画官 固有の慰謝料請求権の関係でございますけれども、実務上は、今、高橋先生がおっしゃったとおり、損害賠償命令制度の申立てにおきまして、相続人が、被害者から相続した損害賠償請求権と合わせて、自己に固有の損害に係る損害賠償請求権についても請求することができるという運用がされておりまして、制度を作ったときの解説などを見ても、それができるとい前提で解説が書かれていると承知しております。一応付言させていただきます。

○上富刑事法制管理官 高橋弁護士に一点教えていただきたいのですが、いただいた資料のQ2の方です。例えば、刑事事件とは別に民事訴訟で損害賠償請求を起こしたときにも、刑事の方が確定していないときには同じ現象が生じると思うのですけれども、問題提起の御趣旨は、損害賠償命令のときには民法の原則とは違う特則みたいなものを損害賠償命令といわばセットのような形で作るべきではないかという御趣旨なののでしょうか。それとも、一般的に民法の相続の規定の在り方についての御提案なののでしょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 民法ができたときと刑法ができたときの時代背景を考えると、当時は、刑事の判決が確定してから民事訴訟を起こしていたので、「刑に処せられた」という意味を刑が確定したという意味に解しても不都合は起きていませんでした。ところが、損害賠償命令制度ができたら不都合が起きてしまったのです。では、どうするかということなのですが、立法的な解決となると民法を改正しなければならず、時間が掛かるので、私の希望としては、損害賠償命令制度で「刑事の判決が確定したことを停止条件として」という将来の給付の訴えを起こしたときに裁判官が職権で移行しないようにしていただきたい、そういう運用をしていただければ解決できると思っています。つまり、刑事の判決が確定したことを停止条件として、全額支払えという訴えを損害賠償命令でやったときに、刑事の裁判官が「いや、それは4回以内で審理が終わらない。」などと言わないで、4回以内で終わる運用をしていただければ、問題は解決できると思っています。

○上富刑事法制管理官 分かりました。ありがとうございます。

香川課長、どうぞ。

○香川最高裁判事局第二課長 これは立法当局にお伺いしたいのですが、将来給付の訴え自体は損害賠償命令でもできる、現行法でもできるのでしょうか。そこはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○中村刑事法制企画官 特段の規定はございませんので、将来給付の訴えそのものが損害賠償命令制度によって直ちに排除されているということではないと思いますけれども、最終的には裁判所の御判断によってくるかなと思われまます。個別具体の事案に応じて裁判所が判断することかなと思っています。

○香川最高裁判事第二課長 仮に損害賠償命令の申立てが将来給付の訴えという形式で起こされた場合には、それが適法であれば恐らく将来給付の訴えですので、将来、債務者が任意に履行しないおそれが大きいとか、あらかじめ請求する必要があると認められるかどうか。これは一般的な民事訴訟でも将来給付の訴えが認められる要件になるかと思いますが、それがどうかということを経験の方で判断することであろうと思われまますし、それが認められなければ、そもそも請求が不適法ということになるでしょうし、あるいは、それがあっても4回で終わらないということであれば、民事に移行することもあり得るのではないかと。いずれにしても個別の事件の判断によるのかなと思いました。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 言われてみると、確かにあらかじめ請求する必要がある場合でないといけないですね。そうすると、自白事件の場合、義務の履行を争わないこととなりますから、確かにあらかじめ請求する必要があるとは言えないかもしれません。そうすると、やはり、立法的解決をしていただかないとまずいと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。中村企画官、どうぞ。

○中村刑事法制企画官 高橋先生にお尋ねしたいのですけれども、先生のペーパーにQ1、Q2とありますけれども、これは先生が実際に御経験された事案を踏まえての御提案ということなのでしょうか。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 四つとも全部そうです。

○中村刑事法制企画官 その上でなののですけれども、こういった事例が一般的によく起きる事柄なのかどうかというところについて、何かありましたら、教えていただけたらと存じます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 被相続人が事業を営んで多額の債務を抱えている場合には相続放棄をする例が多いですから、1の事例は結構あると思います。よく条文を読んでみて「ああ、駄目だ。」と思って諦めている人も結構いるのではと思います。2の事案も、よくよく条文を見てみればこれはできないのだということに気付いて諦めている人が結構いるのではないかと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに、この論点について御発言ございますでしょうか。

それでは、この程度とさせていただきます。続いて、「4 その他」の項目に入りたいと思います。

一つ目の丸である、「公判廷において被害者特定事項を明らかにした者に対する制裁規定を設けるべきか」という項目について御議論いただきたいと思います。

この論点は被害者団体等からのヒアリングで出た御意見です。刑事訴訟法第290条の2などによる公判手続における被害者特定事項の秘匿に関して、「公判で被害者特定事項を不注意で漏らす場合も少なくないが、意図的ではないかと思われることもあり、注意してほしいと思う。秘匿事項を公開の法廷で明らかにしてしまった場合について、罰則などの制裁規定を設けてほしい。」という御意見がございました。

この点について、何か御意見がございましたら、御発言いただきたいと思います。いか

がでしょうか。

奥村弁護士、お願いします。

○奥村弁護士 個人的意見なので。まずは基本的にどんどん刑罰的なもの、制裁を設けると自体に違和感を感じます。具体的な例としてこれを考えた場合、裁判所、検察官、弁護士等は、先ほど事例が出たように、故意に出すとかいうものに関しては、基本的には懲戒の問題で実際上の制裁は可能であるというレベルになっている。あとは、裁判員と被害者御本人側ということになってくると。では、裁判員に対して出した場合にどうするかということに関しては、裁判員制度全体も考えてどう考えるかということになると、軽々に制裁規定を設けるわけにはいかないだろうと考えます。裁判員制度の検討会か何かで、裁判員候補者に対して被害者特定事項を秘匿すべきだということが検討されているという話も聞いていますけれども、そこにはもちろん制裁規定はないということなので、基本的にはそこまで設ける必要はないのだろうと考えています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

熊谷弁護士、どうぞ。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 この点について被害者の立場から言いますと、名前の秘匿、特定事項秘匿というのは非常に重要なことなので、これがあるとないでは、そもそも被害を申し出るかどうかのところから違ってきますので、是非裁判が終わるまで守っていただきたいと思います。これは非常に強いお願いなのですね。ただ、それを実効化するのに制裁規定を設けるかという点、またちょっと考えなければいけない要素もあると思うのです。特に、刑罰ということで考えると、さすがに過失犯を処罰するとなるとかなり問題が大きいと思いますし、故意犯だけにすると故意の立証はかなり難しいですね。仮に罰則による制裁を設けても、実効化しないのであれば、絵に描いた餅になってしまうので、それは慎重であるべきかなと思います。

ただ、今の制度の中でも、裁判官とか裁判所の訴訟指揮に従わない者に対する制裁はできますので、これは裁判所の個々の裁判体の運用になるのかもしれませんが、法律で決まっている宣誓した証人に対する偽証罪による制裁の告知と同じように、裁判が始まる前に「被害者の特定事項は秘匿です。これに違反した場合に制裁があり得ます。」ということを知する運用を広めて、被害者の特定事項を安易に公にしないように警告するのが現実的ではないかなと思っています。

繰り返しますけれども、秘匿の問題は被害者にとって重要な問題ですから、是非その点は、どういう立場におられる方も理解をしていただきたいと思っています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

若園判事、どうぞ。

○若園東京地方裁判所判事 今もお話があったように、実情の御説明をいたしますと、被害者特定事項を秘匿するという決定をしている裁判というのは、今の時点では日常茶飯事というか普通にあることです。そういう事案についてどういうふうになっているかというと、まず裁判員裁判みたいに公判前整理手続を行っている事件では、当然、公判前整理手続の段階で秘匿決定をしておりますし、被害者が複数いらっしゃる時には呼称を定めるなどしております。その際に、被告人も含めて法廷では絶対に名前などが明らかにならないよ

うにするということについては、かなり厳しく当事者間でも打合せを行っています。

そうでない、普通の公判前整理手続を行わない単独事件では、冒頭で「この事件は被害者の特定事項が秘匿されています。だから、起訴状の朗読のときにもそこは読みません。」とか、被告人に対して、「あなたも、仮に被害者のお名前を知っているのであれば、それは絶対法廷では言わないようにしてください。」とか、「ここでは被害者という言葉を使いますから、あなたもそういう言葉を使ってください。」とか、被害者が複数の場合は、「AさんとかBさんというふうに使いますから、この人はAさん、この人はBさんと言ってください。」と言うなどして、通常、裁判官はかなり気を付けてやっている実情にあると思います。まず、そういう実情を踏まえてこの論点は議論していただきたいと思います。

それから、もう一点ですが、過失でうっかり言うてしまう方がいらっしゃるのですね。そのときに裁判所がどういう訴訟指揮をするのかというのはすごく難しい問題で、そこで間髪入れず言うと、傍聴人が、今のが秘匿事項なのだと分かってしまうことがあるのですね。要するに、文脈でぱっと言ったときに分からないときはあり得るのですね。そういうとき私は指摘するのにかなり躊躇ちゅうちよしますね。だから、1回で単に忘れて次にまた「被害者」という名前になるのであれば、むしろそこで指摘しない方が被害者にとって、かえって明らかになるような事項を今言うてしまったのだということが分からないようになるのかなと思っておりまして。それが複数回になるようであれば、当然注意をいたしますと、そういう運用をしております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

奥村弁護士、どうぞ。

○奥村弁護士 確かに過失はないわけではないと思いますけれども、基本的に被告人、弁護人の意見を聞いた上で特定事項ということなので、弁護士側も納得した上でやっているというのが基本だろうと思っています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかにございますか。武内弁護士、どうぞ。

○武内弁護士 一点だけ。私が体験した事例ですけれども、やはり公判前の段階で秘匿決定が出ている事例で、公判の当日、当事者の席上に裁判所から「この件に関しては被害者の氏名秘匿決定が出ておりますので、読み上げることのないように気をつけてください。」というペーパーが、弁護士、検察官、被害者参加人全員に配布されていたことがあります。恐らく裁判員の皆さんにも同じようなものが回っているのだろうと思います。不注意によってうっかり口にしてしまうということについては、訴訟関係者の現場の工夫で、これからもどんどんブラッシュアップして、そういう事態を防ぐことができるのではないかと考えます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

高橋弁護士、どうぞ。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 もちろん、ここにいらっしゃる皆さんはとてもきちんとした方ですから、そういうことはまずないということは分かっているのですが、私がある県の被害者支援センターから呼ばれて講演に行ったとき、そこの懇親会で得々と言われたことがありました。その県のちょっと特異な弁護士なのですけれども、被害者特定

事項について裁判長から何度指摘されても何度も法廷で述べるという事案があったそうです。懲戒請求されたようですけれども、これは弁護士の問題で、そういう弁護士の中にはいるので何か手立ては必要であろうかと思えます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしければ、この点についてはこの程度とさせていただきます。

続いて、同じ項の二つ目の丸、「被害者参加人等の居住地を管轄する裁判所で刑事裁判を行えるようにすべきか」について御議論いただきたいと思えます。

この論点も、被害者団体等からのヒアリングで出された御意見です。裁判が行われているところが遠方であるとか、家を長く空けられない方についての配慮の観点からの御要望ということでございます。

それでは、この点については、刑事裁判の管轄の規定にかかわるお話だと思えますが、御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

高橋弁護士、どうぞ。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 私もさすがに管轄は今までどおりでいいと思っています。今回、被害者参加人にも旅費や日当が支給されるようになりました。ただ、その一方で、会社を長期間休めないですから、本当は内閣府の犯罪被害者施策推進室の仕事だと思うのですが、会社の仕事を休めるような法律ないしは雰囲気を作ってほしいという希望があります。そういうのがあれば、この管轄の問題も少しずつ解決できてくるのではないかと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに、この点について更に御意見ございましたら、お伺いしたいと思います。

それでは、前田さん、どうぞ。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 北海道という地域性もありますけれども、少し離れていましたら、宿泊をしなければ駄目だというケースもありますので、そういう事情も踏まえてこの配慮は当然していただきたいと思えます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

熊谷弁護士、どうぞ。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 確かに被害者の立場からすると、この意見、被害者参加人の居住するところで裁判をやってほしいと切実な願いがあるのですけれども、その一方で管轄というのは何で決まっているかという根本を考えると、そう簡単に管轄をつくってしまうことは難しいだろうなと思っております。例えば、被害者参加人の証人尋問が必須であって、特別な事情で遠隔地に行けないという場合とか、そういう特別な場合に管轄を生じさせるということは、立法改正になるのかもしれないですけれども、あり得るのかなと思えますけれども、現実問題としては、旅費も出るようになったこともあり、まずはより参加しやすく期日の調整等の実務運用をする方が先決かなと思っております。ただ、被害者の意向は強いということは御理解いただきたいと思えます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

更に御意見ございますか。堀江教授、どうぞ。

○堀江京都大学教授 土地管轄がどういう理屈で決まっているかということですが、一般に

言われているのは、犯罪地に関しては証拠の存在する蓋然性という観点であったり、被告人の住所・居所・現在地に関しては被告人の出頭とか防御の便宜という観点からだということかと思えます。そこに加えて被害者参加人の便宜も考慮できるように改めてもいいのではないかという考え方もあり得ないわけではないかもしれませんが、しかし、そうした訴訟の運営上の観点以外に、管轄というものにはシンボリックな意味合いもあるのかなという感じがしております。

取り分け裁判員制度を前提にして考えた場合に、専ら被害者の便宜を理由として、犯罪それ自体とも被告人とも無縁の土地の裁判員に裁判を行わせることを認めるのは、なかなか難しいのではないかなと思います。もっとも、現行法でも被告人の現在地まで含めていることからしますと、シンボリックな意味はもしあるとしても、それほど強いものではないのかもしれませんが、いずれにせよその辺りも含めて考える必要があるかと思えます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

そのほか、何かこの点について更に御発言がございますでしょうか。

よろしければ、次の論点に移りたいと思います。

次は、三つ目の丸、「被害者支援の在り方」について御議論いただきたいと思えます。

そのうちの、まず一つ目として、「証拠調べ手続における被害者への配慮の在り方」について、「凄惨な写真等の証拠の取調べにおける被害者等への配慮」という点と、「裁判員が事件と関係のない事項を質問して被害者を傷つけることがないように制止するなどの配慮」について挙げさせていただいております。

これらの点については、高橋弁護士からの御提案ですので、御説明いただければと思います。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 「凄惨な写真についての配慮」ですが、誤解されないようにまず前提をお話させていただきたいと思えます。「凄惨な写真」、これは是非とも公判前整理手続のときに証拠採用していただいて、裁判員の方に見ていただきたい、これが大前提であります。それを前提として被害者に配慮してほしいのです。凄惨な写真を被害者自身が法廷で見るのが耐えられない場合があります。現在の運用としては、大きなモニターには映さないようにしています。裁判官と裁判員のモニターには見えるようになっていきます。反面、検察官のモニターにも映ります。多くの場合、被害者はその後ろに座っているのが見えてしまいます。それが見えないような配慮を検察官にさせていただきたいというのがその趣旨で、飽くまでも裁判員には見てほしい、証拠は限定してほしいというのが大前提の話であります。これが一点目であります。

二点目は、これも私が扱った事案です。旦那さんが奥さんの目の前で幼い息子さんを殺害した事案だったのです。何で自分の子供をお父さんが殺してしまったかという、母親に対する見せしめだったのです。どういう見せしめかといったら、母親がホステスをやっていて不倫を疑ったわけです。それで見せしめとして自分の子供を奥さんの目の前で殺したという事案でした。

この被害者は誰かといったら子供です。奥さんがホステスをやっていることなどは何の関係もないです、子供が被害者なのです。ところが、そのときの裁判員の構成が、たまたまだったのですが、6人中5人が女性で、5人の女性のうち3人が20代だったので

す。20代の女性の裁判員が代わる代わる、「ホステスをやっていて、旦那さんに対する愛情は覚めなかったのか。」とか、「ホステスの給料は幾らなのだ。」とか、「給料を実家に幾ら入れているのだ。」とか、関係ない質問を延々とするわけです。休廷が入ってから次のシチュエーションで裁判員が質問するとき、さすがに裁判長が「質問は1個だけだからね。」と最初に釘を刺してくれたのですけれども、そういうことが現にありました。

ですから、実際に法廷が始まる前には、裁判長においては関係のない質問がないように、よく注意するよう御配慮いただきたいというのが二点目であります。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

今、具体的な点が二つ例として挙げられましたけれども、その点を含めて、一つ目の「証拠調べ手続における被害者への配慮の在り方」という項目について、御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

若園判事、どうぞ。

○若園東京地方裁判所判事 最近の実情ですが、先ほども高橋先生からお話があったように、被害者自身あるいは遺族の方が、自分では見るできない、あるいは、見たら何か思い出してしまうというようなおそれのある写真を取り調べる場合には、今、多くの裁判所では、大きなモニターが法廷の両側にありますが、傍聴人がみんな見ることができるモニターは多分切るだろうと思いますね。それから、おっしゃったように検察官の前とか裁判員の前の小さなモニターには映すわけですが、私が経験している感じでは、見せる前に、「これからそういうものを見ていただきます。だから、御注意ください」と必ずある程度アナウンスをしてからやるということが実情だと思います。

したがって、被害者の方も、仮に検察官の後ろにおられるというときには、そういうアナウンスがあると思いますので、例えば横に視線をそらすということも不可能ではない。そういう配慮を今はしているというのが実情ではないかということをお話ししておきたいと思います。ほかに、事前に公判前整理手続で検察官を通じて被害者の方の御意向をお伺いして、そのときだけは退室していただくようなことも話合いでやることは不可能ではないので、そのような御意向も伺った上でやっていっているのではないかと理解しております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

武内弁護士、どうぞ。

○武内弁護士 今、若園さんから御紹介いただいたところですが、私も被害者参加弁護士として、1番目の問題点に関して、御遺体の写真あるいは犯行現場の写真等が証拠調べで出る可能性ある事件に関しては、自分が公判前整理手続の段階から関与しているときには、御遺族が証拠写真を出してほしがっているか、あるいは、できれば裁判員に見てもらいたくないと思っているかといった、被害者参加人の意向を担当検察官を通してこまめに裁判所へ伝えるように心がけます。実際、法廷の中で写真等の展示がなされる場合には、若園裁判官がおっしゃったとおり、ほとんどの事例で検察官が「これから映りますけれども、気をつけてくださいね、大丈夫ですか。」とお気遣いいただいています。また、被害者参加弁護士としても参加人本人に対して「これからちょっときつい写真が出るけれども、大丈夫ですか。」と声かけをしたりと、現場では心掛けているところです。

この種の問題点に関しては、個別事例においての裁判所の配慮、あるいは、検察官の配慮といった部分はかなり大きいのだろうと思いますが、被害者の方に弁護士が付いていればかなりの部分そういったところの配慮は実現できるのではないかと考えております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

奥村弁護士，どうぞ。

○奥村弁護士 今やられているやり方が一般的だろうと思いますが、証拠で必要であればそれは当然取り調べなければならない。ただ、あえて弁護人の側からいきますと、そういう写真だということを結果的に強調するような審理形式になるのは必ずしも好ましくない。そうであったら、どの段階でそういう写真が出てくるかというのは審理予定で分かっていることなので、事前に公判前整理手続でその辺りを調整して、法廷で過度に「これから非常に凄惨な写真が出ますよ。」ということは強調しないような形で審理されることが望ましいのではないかと考えています。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

若園判事，どうぞ。

○若園東京地方裁判所判事 それから、先ほど高橋委員からお話があった点ですが、最近、裁判所が裁判員裁判において、遺体の写真等を含めて証拠調べの在り方について考え方を変えてきているというところを踏まえての御発言だったと思うので、その実情を少しお話ししておきたいと思います。

少なくとも東京地裁では、最近、遺体写真等一定の精神的負担を裁判員の方々に与える可能性のある証拠をどう取り調べるか、あるいは、取調べのやり方等を含めていろいろ議論しているところです。裁判所では検察官、検察庁、弁護士会にも御協力いただいて、裁判員経験者の意見交換会を全国でたくさんやっております。そういう意見交換会の中で、遺体写真を見ることについての裁判員にとっての精神的負担が、我々法曹が考えていたよりも重いのだということについての御意見が非常に寄せられました。

それを踏まえて東京地裁ではいろいろと考慮しまして、まずはそういう写真を取り調べる必要性がどういう場合にあるのかということについてかなり議論をいたしました。例えば、死亡ということにあまり争いがないと、特に犯罪事実争いが無いというときに、遺体写真を証拠として取り調べる必要があるのかということについていろいろ議論をして、必要性があれば取り調べますが、その際も裁判員の精神的負担を考慮して、取調べ方法あるいは代替手段等がないのかを慎重に検討した上で取り調べるということは今考えております。

従前の裁判員裁判に比べれば、今後、検察官を通じて、被害者側の方たちがこれは是非裁判員に見てもらいたいというものについて、裁判所がその必要性について「ない」ということで、写真を採用しないという扱いが出る可能性はかなりあるなど思っておりますが、私たちが従前考えていたよりも、裁判員の精神的負担がかなり強いということを認識しましたので、そこについては今後だんだん変わっていくところがあるかもしれませんということだけお話ししておきます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますか。

よろしければ、次の「被害者支援の在り方」の二つ目、「裁判所における被害者対応の在り方」について御議論いただきたいと思えます。

括弧内に三点ほど記載してございまして、このうちの一つ目の「被告人と動線を別にする等の工夫の在り方」という点については、被害者団体等からのヒアリングで御要望として出された御意見です。こちらについては、「被害者参加人と被告人の入退廷の時間差を設ける、動線を別にするなどの配慮があってほしい。」という御意見がございました。

次の、「遺影のバー内への持込みを認めるべきか」については、ヒアリングでも同様の御意見がありましたが、高橋弁護士からの御意見でもあります。

また、「被害者参加人以外の親族や付添人のための優先傍聴席の確保をすべきか」については、やはり高橋弁護士からの御意見でございます。

そこで、高橋弁護士から、「遺影のバー内への持込み」と「優先傍聴席の確保」の二点について、補足的に御説明いただければと思えます。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 この「遺影のバーの中への持込み」は、被害者の全ての強い要望で、恐らく100人遺族がいたら100人がみんなそう言うのではないでしょう。そのくらい要望の強いものなのです。法制審のときに、「遺影をバーの中に入れてない。」ことの理屈の一つとしてこういうことが言われていました。被害者参加制度というのは訴訟行為をするためだ、遺影は訴訟行為ができないからバーの中に入る必要はないと。そういうことで話は終わっていたかと思えます。

ただ、よくよく考えてみますと、もしそういう理屈であるのであれば傍聴席にだって遺影は持ち込めないはず。遺影は人を見ることができませんから。にもかかわらず、遺影を傍聴席に持ち込むという配慮がなされているのはどういう趣旨かといったら、結局は残された御遺族の気持ちを配慮してのことだと考えられます。御遺族の「お前を殺したのはこの犯人だよ。」と見せてやりたい、そういう御遺族の気持ちを配慮して遺影を傍聴席に入れることを許可しているのだと思えます。

それと同じなのです。バーの中に遺影を持ち込みたいというのは、「お前を殺した犯人に、お前、一言言ってやりたいだろう。何か言ってやりたいだろう、求刑したいだろう。」、そういう御遺族の気持ちを配慮してほしいのです。そういう観点から遺影をバーの中に入れていただきたいと思えます。

あすの会の会員で、恐らくフランスの附帯私訴制度を利用した唯一の人かと思えますが、娘さんが強盗殺人でフランスで殺されてしまった例があります。1990年代でしたけれども、御遺族がフランスまで行って附帯私訴をしました。そのときにフランスの日本大使館に遺影を持ち込みたいんだけど相談したら、絶対無理だからと断れたそうです。それでもおそろおそろ風呂敷に包んで遺影を法廷の中に持ち込んだら、裁判長に「何を持っているのか。」と言われて、「遺影です。」と言ったら、「何で隠しているのだ、皆さんに見せなさい。」と言って、参審員が9人いますけれども、全員に回覧して見せてくれたのです。それから意を強くして次の期日からはもっと大きな遺影を持ってバーの中に入ったそうです。

こういうふうに萎縮するというのは日本人だけが勝手に思い込んでいるのではないかと

私は思います。もしバーの中に遺影を持ち込んで萎縮するのであれば、傍聴席にだって持ってくれば萎縮するはずです。また、萎縮するというのは、被害者から見るとそれが言えなくなるという意味の萎縮だと思います。さすがに被害者を目の前に本当のことを言わざるを得なくなる、そういう意味での萎縮でしょう。本当のことを言えるようになるのなら、真実発見という刑事訴訟法の目的に照らし、大変に結構なことではないでしょうか。

ですから、一番要望の強いバーの中に遺影を入れるということについては、是非とも運用上変えていただきたいと思います。

優先傍聴席も、これも私が扱った事案ですが、その裁判長だけの考え方だったような気がいたします。被害者保護法第2条を見ますと、「被害者参加を許可された被害者」とは書いていません。単に「被害者等」としか書いていないのですが、私のやった裁判体では裁判長から直接私のところに電話が掛かってきて、「当部においては被害者参加を許可された人だけを優先傍聴席として確保する。」と通告してきました。つまり、被害者参加を許可された被害者の中で、バーの中に入らない人のために優先傍聴席があるのだという解釈をしていると言われたことがありました。しかし、被害者保護法第2条にはそのようには書いてありませんから、そういう解釈は今後は裁判所においてはほしくないいただきたいというのが私の考えです。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

それでは、この点について御発言いただきたいと思います。

奥村弁護士、どうぞ。

○奥村弁護士 まず遺影の問題についてですが、基本的には反対です。これまでの裁判員裁判以前の運用もそうですけれども、基本的にはバーの中に入れない。傍聴席の一番前でも大きなものは出さないという運用でずっときたと思います。これは、心理学の実験等でも遺影が判断者に事実の存否及び量刑関係で一定の影響を与えていると言われている。裁判所も経験則的にも慎重な審理という格好を基本にしているから、そういう運用が続いていたのだらうと考えます。その考え方は正しい。そして、正に裁判員裁判という状態になれば、さらに判断者に対する影響は非常に大きくなる。被害者の気持ちを理解する必要はあるのでしようけれども、必要以上にそういうことで影響を与える必要はないと考えます。

今、高橋弁護士の御意見の中で、あえて批判しますけれども、萎縮する云々という問題、確かに弁護人側、被告人側が萎縮するという面もあるのだらうと思いますけれども、私の意見としては先ほど言った認定に対する影響の問題の方が大きい。萎縮するという事の中にもうそのことが言えなくなるとか、そういうことをおっしゃったけれども、こういう制度を議論するときそういうふうに決め付けた言い方をしては議論にならない。そもそも刑事裁判はその被告人が犯人であるかを判断する手続、その手続を前提として今議論をしているわけですし、うそのことが言えなくなるというような言い方をされてはどうしようもないのではないかと思います。

もう一つ、傍聴の関係ですけれども、傍聴に関してはそれなりの配慮があってもよろしいのではないかと思いますけれども、その前に、裁判は一般的に広く公開されているというのが原則です。刑事裁判が公正にやられるということの最大の担保は公開であると。そうすると、被害者の方が余りにもたくさんになって、一般公開ができないような状態にな

るということは絶対避けなければならないので、事案にもよるので裁判所の裁量の問題ではあるかと思えますけれども、公開の原則を害しない範囲ということは当然の前提になるのだろうなと思えます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

それでは、若園判事、どうぞ。

○若園東京地方裁判所判事 まず、最初の被告人と動線を別にするという工夫の点ですが、これは多くの裁判所が実際には行っていると思えます。通常は検察官を通じて被害者の要望等が裁判所にもたらされますので、それを踏まえて、例えば出頭時間を調整するとか、あるいは、待合室を被害者や被害者の弁護士さんに用意するとか、そういう扱いをして、また、法廷での、例えば傍聴されるということであれば、傍聴席が近くならないようにとか、そういう配慮はかなりの事件で行っていると私は認識しております。もちろん、中にはうまくいっていない事件があったのかもしれませんが、一般論としてはそうではないかと思えます。

続いて、遺影のバーへの持込みですが、これは恐らくかなり見解が分かれるところであると思うのですが、基本的には裁判長の訴訟指揮に関わる事項であろうと考えております。まず、傍聴席への遺影の持込みについては、現在でも多くの裁判長は、いろいろなことを考えてどの程度のことをその事件で認めるかということを考えていると思えます。考慮要素として、事案の性質、被告人の年齢あるいは被告人の心身の状況、それから、その日に何が行われるのかということや、遺影がどの程度の大きさがあるのかということや、情報収集した上で、適正・公正な裁判に何か影響があるかどうかとか、法廷秩序への影響があるかどうかとか、一方で、先ほどもお話にあった被害者遺族の心情に対する配慮なども総合考慮して、許可する、許可しないの判断をしていると思えます。

多くの事例では、先ほど奥村先生からもあったように、大きさは、被害者の遺族が望まれるよりは小さいものにしてほしいと、また、被告人に意図的に掲げるような動作はしないでほしいと。それから、一列目にはそれを掲げないでいただきたいというようお願いをした上で、許可している事例が多いのかなと考えています。それから、被害者参加される際に、参加される方がバーの中に入られるときに遺影を持ち込みたいという申出があった場合、先ほどお話したことと同じようなことを考慮して、裁判所としては判断しているのですが、傍聴席の二列目よりはかなり被告人に近い位置に遺影が持ち込まれること、それから、審理中に常に遺影が被告人の視野に入る可能性が高いこと、その二つを合わせて考慮すると、先ほどの一般論として傍聴席でこういう運用をしているということ踏まえ、持込みを認めるのはなかなか難しいのかなと現状では考えております。

優先傍聴席の確保については、高橋先生がおっしゃったように、多くの事例ではきちんとやっているのではないかというのが私の実感です。内部で先ほどおっしゃったような扱いをして認めなかったという例はあまり聞いておりませんので、そこは特殊な事例と考えていただければと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかの方で、前田さん、どうぞ。

○前田犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）代表 最初の二つについて特に意見を

言いたいと思います。

動線の工夫については、当然やっていただきたいということで、これは多く言わなくてもいいと思います。

遺影の持込みですけれども、私の体験からも是非御理解願いたいのです。1996年の刑事裁判の法廷で娘の遺影を傍聴席へ持っていきましたが、裁判が始まらない。少し時間がたって、裁判所から「遺影があるから始まらないのだ。」ということを経験されて、それを収めたのです。それが96年でした。その後、高橋弁護士から話がありましたように、傍聴席で認められるようになり、これは当然のことだと私は喜んだわけです。

そして、被害者参加制度が認められ、刑事裁判が被害者のためにもあるのだということが変わったわけですね。それで私は、被害者参加人の席に遺影を持ち込むことは当然できるものだ、認められているものだと思っていたのですが、そうではないということを知ってびっくりしたというのがつい最近なのです。先ほど言いましたように、刑事裁判がそれまでと違って、被害者のためにもあると対等に認められたわけですから、私は当然認められるべきだと思います。

加害者は自分の罪を軽くしたいわけですから、必ずと言っていいほどそれを言うわけですね。それは間違いありません。全員ではないですけれども、大勢は事実を隠して自分をかばうわけですね。当然のことです。そこにうそがあるわけですね。私は前に「法廷に真実の光をもたらす」という言葉を使いましたが、遺族に加え、本人の遺影が法廷に存在することで、加害者にも恐らく良心があるでしょう、そこで法廷の空気が変わると感じていますし、それが真実だと思います。ですから、この機会にそれが当然であるというふうにしていただきたいと強く思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

武内弁護士、どうぞ。

○武内弁護士 先ほど若園裁判官から御紹介いただきましたけれども、被告人と動線を別にする工夫とか、あるいは、参加人以外の親族や付添人のための優先傍聴席の確保については、多くの裁判体において極めて柔軟に、かつ、個別具体的な配慮がなされているところと承知しております。少なくとも私自身が関与した事件で裁判所の御配慮を欠いた振る舞いは体験したことはございません。

一例を言えば、動線を別にするに当たっては、検察庁に御配慮いただいて、裁判所の構内へ入構するに際して、いわゆる裁判所の正門といいますか、玄関口からではなく、通用口から法廷へ案内してもらおうというような工夫、あるいは、本来であれば裁判員ないし裁判所職員のための会議室、控室を被害者のために提供していただく、あるいは、検察官が休廷時間の間に検察庁内の会議室を控室として提供していただくといった工夫は、現場では幅広くいただいているところと承知しております。

また、優先傍聴券に関しても、私が経験した事例では、参加人以外の親族のほか、例えば民間支援団体の付添人とか、被害者御遺族がひどいPTSD障害を負っている場合に、精神科の主治医のドクターの付添いに関して優先傍聴券を出していただいたという事例もございます。現場では、条文にこだわらず、比較的弾力的な運用をいただいているものと理解しております。

なお、遺影のバーの中への持込みについて、奥村弁護士がおっしゃった「判断者に与える影響を無視できない。」というところは、法律家として慎重に検討しなければいけないと私自身も考えております。実際、バーの中に遺影を持ち込みたいという御意向、御相談を受けたときに、いわゆる裁判官、裁判員等に常に目に触れる状態で持ち込むのではなく、例えば背広の内ポケットにしよばせる、ペンダントの中に写真を入れて持参するといった形で、いわゆる御遺族の気持ちに配慮するということはある程度可能なのかなと考えております。

なお、ここにいただいた問題意識、主に被害者団体の方からヒアリングで出てきたものということですので、「配慮を」という、言わば客体として扱われることを前提とした希望となっておりますけれども、従前申し上げておおり、こういったところに被害者のために弁護士が付けば、むしろこちらから主体的に検察官を通して、場合によっては裁判所へ直接にこちらの希望を伝えて、より配慮を求めていくということも円滑にできるのではないかなと考えております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

熊谷弁護士、どうぞ。

○熊谷全国被害者支援ネットワーク理事 既に諸先生方からもお話があるところですが、私の経験、あるいは、各地の被害者支援センターの方から聞いたお話等も交えてちょっと御紹介させていただきます。

まず、被告人と動線を別にするというのは、多くの場合御配慮いただいております、裁判所でも検察官控室を使わせてもらうとか、特別に部屋を用意していただくとかいうことは、時々やっております。そうすると、被害者の方も、関係ない方とかマスコミ、あるいは、加害者側と直前まで会わなくて済むということで非常に安心感を得ることができます。

ただ、そのような配慮をしていただいてもなおちょっと失敗した事例がありました。私も配慮が足らなかったのですが、被告人が身柄拘束されていない在宅事件で、交通死亡事故だったのですけれども、被害者参加人やそのほかの御遺族の方々と一緒に、用意してもらった控え室から出て、法廷に向かったところ、法廷の入り口に、被告人やその身内の方が待っておられて謝るんですね。謝っていただくことは当然のことなのですが、被害者の御遺族の方々はまだその謝罪を受け入れられる気持ちではなく、放っておいてほしいという気持ちが非常に強い状態でした。しかし、被告人側は罪の意識もあり、いろいろな思いから盛んに謝り続けたため、その場は険悪な感じではないものの気まずい雰囲気になりました。そのときは、私や被害者支援員がいましたので、さりげなく間に入って双方を分けたので、特段問題はなかったのですが、このとき、在宅事件の場合には、事件によっては入廷のときも配慮が要るなということを強く感じました。そこで、今後、裁判所の方、あるいは、検察官にそういうことで御協力をお願いをするかもしれませんので、もしそのような話があればちょっと御配慮いただければありがたいなと思っております。

次に遺影ですが、これも、武内先生おっしゃったように、どんな事件でもいきなり法廷のバーの中に持ち込むのがいいかということ、必ずしもそうとは言えない場面があるのではないかなということも私も理解できます。ですから、私は、御遺族の方がバーの中に入る

とき、意見陳述するときには写真の持込みを希望する場合には、ポケットに入れておくとか、あるいは、写真に代えて亡くなった方の遺品を目立たないような形で体に付けるとか、そういうことで対処をお願いして、了解いただける方にはそのようにしています。

ただ、バーの中に写真を入れたからといって、常に審理に差し支えがあるとも思えませんので、例えば弁護士側から強い反対がないとか、自白事件であるなど、比較的問題が少ない場合には被害者の意向を採り入れていただきたいと思います。もし、審理の場で何か支障が起これば、裁判長の訴訟指揮で「ちょっと伏せておいてください。」と言うことも可能ですから、頑なに駄目だというのではなくて、弁護人の意見や裁判の進行状況を踏まえて、許されるものもあるのではないかと思います。そこで、そういう場合には勇気を持って一步を踏み出していただければと思っております。

最後に、被害者参加人以外の付添人の傍聴ですが、私も今まで裁判所から高橋先生がおっしゃったような硬直的な話をされたことはありません。法廷の傍聴席の許す範囲内で御配慮いただいております。地方の裁判所では被害者側の身内の方や亡くなった方のお友達がたくさん傍聴に来る予定だということをお話したら、単独事件でも急遽^{きよ}裁判員裁判用の法廷に変更するといった配慮をしていただいたこともあります。

特に、被害者参加人の方や被害者御遺族だけに限るのではなくて、被害者支援員の方を、人数に限度はありますけれども、一人二人の傍聴をお許しいただくということは、被害者の支援にとっていいだけではなくて、裁判の進行にとってもプラスなのですね。御遺族の方々は思いが込み上げてきて泣き出してしまう方とか、ちょっと不安定になる方が時々いらっしゃいます。そういったときに被害者支援員の方に横にいただければ、状況を察知して一緒に付き添って退室して落ち着くのを待つなどといった配慮もできますので、裁判所の施設の限度はありますけれども、許される範囲で被害者関係の傍聴については広く御配慮いただけたらいいと思っております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

この点について更に御発言ございますか。高橋弁護士、どうぞ。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 萎縮するかしないかについて話し出すと水掛け論になってしまうのですが、そもそも萎縮するといって一律に反対してきたのは日弁連だったわけです。私たちの方は「うそを言えなくなるだけだ。」ということの後から言っただけでして、最初から「萎縮する」と一方的に決め付けてきたのは日弁連だったわけです。

スウェーデンでも被害者参加制度をやっていますが、平成20年だったと思いますが、スウェーデンの弁護士連合会の理事の方がスウェーデン大使館に来られて講演したことがあります。その後に懇親会がありまして、私が質問しました。「日本ではある団体が遺影を持ち込んだり、被害者参加すると、被告人が萎縮するという意見があるが、どう思いますか。」と聞いたのです。そうしましたら、スウェーデンの弁護士連合会の理事があっけにとられた顔をしまして、しばらくしてから「誰ですか、そんなフィクションで発言する人は」と言われました。僕はさすがにそのときに日弁連とは言いませんでした。

もし萎縮するということが経験則であるならば、スウェーデンでも被害者参加制度はあり得なかったでしょうし、また、フランスのように遺影を持ち込むこともあり得ないはずですから、萎縮するというのは経験則だと決め付けること自体が間違っていると私

は思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

何か御発言ございますか。大澤教授、どうぞ。

○大澤東京大学教授 どうしても見方が違ってくる場所もありますけれども、御発言の中で、例えば遺影を示すことによって初めて、被告人がうそが述べられなくなって、真実を述べるようになるのだというお話もありました。そういう感覚も分からなくはないところもございますけれども、他方で刑事裁判の中で真相を解明していく仕組みとしてどういふものが想定されているのかというところは、一つまた押さえておかなければいけない視点なのだろうと思います。

刑事裁判というのは、以前にも別の文脈で話したことがあってもいいけれども、何が真実か、何がうそかというのは、最終的に証拠で認定されるまでよく分からない世界だということです。その中でどうやって真相を解明していくのかと言えば、それぞれ当事者が十分主張立証をし、証拠に従って認定できることを認定していく、多分そういう世界であろうかと思います。証拠によって理性的に冷静に判断していく場がきちんと確保できることはやはり必要なことで、そのことはきちんと押さえておく必要があるだろうと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

更に御発言ございますか。よろしければ、この点については以上とさせていただきます。

それでは、最後の論点である「公費により被害者を支援する弁護士に関する制度の在り方」について御議論いただきたいと思います。

武内弁護士からいただいた御意見ですし、先ほどから何度か前振りがあったようですので、御発言いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○武内弁護士 お手元に資料を配布させていただきました。詳細はこちらをお読みいただいて御検討いただければと思います。

被害者に弁護士が付いた場合、非常に多様な支援活動が提供できるということは、この意見交換会を通して御紹介させていただいてきたつもりです。また、今回の意見交換会は被害者参加制度を中心とした議論となっておりますが、弁護士による被害者支援活動としては、被害者参加に伴う訴訟行為に限定されるものではなく、法廷傍聴への付添い同行、あるいは、起訴前の段階における捜査機関との折衝対応、あるいは報道対応、様々な分野に広がっております。被害者の方に早期に弁護士が付く、ないし、広範な法的な支援活動を弁護士が提供することの有用性については、恐らく積極的に反対される方はおられないのではないかと考えております。

他方、現行法では公費、言い換えれば国費によって被害者に弁護士を付すことができる局面というのは、被害者参加を許可された被害者参加人に対する国選被害者参加弁護士の制度しかございません。そうしますと、いわゆるストーカー事件とかDV事件等で、必ずしも被害者参加対象事件でない事件の被害者に関しては国費による弁護士の支援が提供できません。また、対象事件の被害者であっても必ずしも被害者参加を望まない方もおられますし、被害者参加の決定を受けた方であっても、法廷内での一連の訴訟行為以外の部分については、弁護士による援助を国費で受けることが今かなえられていない状況にありま

す。さらには、参加決定が起訴後に出されるものであることから、当然、起訴前の段階については、今、国費による被害者支援の提供という制度が存在しておりません。

被害者参加以外の局面に関しては、今現在、日弁連の会員がお金を出し合って、被害者法律援助事業という制度を運用しております。このように早期の段階から、また、参加以外の広範な部分にわたって被害者支援を提供できるということで、極めて有用性の高い制度と自負しておりますが、我々弁護士がお金を出し合って、特別会費を徴収して運営しているという状況からして、財源に不安があることは否めません。こちらの意見交換会を機会に、現状の国選被害者参加弁護士制度の枠を更に超えて、被害者法律援助制度の国費化といった方向で、公費による被害者への法的支援の提供を是非積極的に御検討いただきたいと考えます。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

御提言いただいた御意見の趣旨からしますと、援助の内容はかなり幅広いものがあって、私ども法務省刑事局の所管にとどまらない分野もあろうかとは思いますが。そうした事情を踏まえつつも、この場では自由に御意見をいただければと思っております。

ただ今の御説明を踏まえて、御質問あるいは御意見のある方は御発言いただきたいと思えます。いかがでしょうか。片岡検事。

○片岡最高検察庁検事 法務・検察の立場を離れ、個人の意見として、自由に発言させていただきたいと思えます。

ただ今の総論部分は賛成でございます。ただ、各論は反対というか、大いなる疑問を持ってお話をお伺いしたところです。まず簡単に、総論部分賛成というか、なぜニーズがあるかということ、具体的経験談も踏まえまして申し上げますと、検察庁に、事件が警察から送致されてから、特に交通事件で多いのですが、送致されてすぐに被害者へ連絡をとると、「何で今頃」と言われることが多い。それは交通事故が発生して警察が被害者にかなり早い段階で事情を聞いたりして書類を作る。ただ、交通事故ですから、鑑定等いろいろな捜査の関係で、在宅事件であった場合、事故発生からかなり時間がたってから送致されることとなります。その間に被害者からみれば、法律的な司法的な面では誰からも連絡しなかった。「もう1年近くなりますよ、何で今頃」と言われるケースがある。

ところが、検察庁側からすると、一般的な数多くのケースでは、送致前に被害者に何らかの形で事件と離れて接触することはほとんどないわけですし、その間どこかで法律的な面で被害者の相談に対応していただければと思うこともあります。それから、検察官が一所懸命説明をするわけですが、中には検察庁に有利なように、都合のいいように説明しているのではないかと被害者が思われているのではないかとというケースもあるのではないかと思います。最近の大病院ですと、「セカンドオピニオンという制度があります。」とってくれる病院がありますが、検察の場合はなかなかそうはいかなくて、「こういう場合、法テラスでも行って相談したら。」と言いたいのですが、法テラスの現状を見ますと、そういう相談を受けるようになっていないようなので、日弁連が買って出るわけですね。

先ほどの日弁連の意見を記載した資料では、法テラスの本務とすべき、あるいは、法テラスがやるべきと書いておきながら、法テラスがやることは国の予算を持ってきて、それをやってくれる弁護士さんに流すということをやると、書いてあるようなのです。

そうではなくて、私の個人的意見は、もっと件数も多く幅広くいろいろなパターンで対応できるように、法テラスのスタッフ弁護士をもっと充実させて、法テラスのスタッフ弁護士の中に被害者専門の弁護士を作ってもいいとは思いますが、とにかくスタッフ弁護士をもっと充実させて、日弁連あるいは各地の弁護士会も教育にも協力してもらって、専門的な能力を法テラスのスタッフ弁護士も持つようにして、一緒にやっていったらどうでしょうかということですが。

現状、人的体制が乏しくてスタッフ弁護士もそこまでやれないと言っているのですが、彼らは被疑者弁護には物すごく熱心で、勉強会や研修もやっておられるので、法テラスのスタッフ弁護士の人的体制を充実させることに日弁連が御協力いただけるというのであれば、手を取り合って早期の被害者への援助が充実できるのかなど。皆さんも法テラスをバックアップ、支援しようではないかという声を起こしていただけないかなと思っております。

○上富刑事法制管理官 奥村弁護士、どうぞ。

○奥村弁護士 私は、日弁連の司法支援センター支援事務局にいたことがありますし、石川地方事務所の副所長もやっていました。私が代表して言っているわけではないですが、日弁連としては、スタッフ弁護士をたくさん養成して、実力のあるスタッフ弁護士を送り込むということで一生懸命やっています。スタッフ弁護士は、被疑者・被告人の弁護人として頑張っていますけれども、被害者支援でも登録をして頑張っていると思います。

それから、法テラスの副所長をやっているときに一番困ったのが、国選の被害者参加弁護士と日弁連の援助制度の権限の違いなのですね。先ほど武内さんもおっしゃいましたが、一貫して被害者支援ができない制度になっている。ここを一貫した制度にして、国費を出してやっていくことが被害者支援にも好ましいのではないかと。それを誰が担うか。これはスタッフ弁護士も担うべきであろうし、日弁連の被害者支援委員会、委員会だけではなくて、ちゃんと研修等をやっていると思いますので、そこが全国で担うという形が一番いいのではないかと思います。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

武内弁護士、どうぞ。

○武内弁護士 ここ数年、法テラスのスタッフ弁護士を対象とした被害者支援の研修を講師として担当しております、「もっとしっかりせんかい」という厳しいおしかりを頂戴したと理解しております。私も、日弁連という立場を離れて、個人的な見解を申し上げれば、日弁連の援助制度であろうか、法テラスのスタッフ弁護士であろうか、弁護士がきちんと被害者の方に法的なサポートを提供できるのであれば、枠組みはどういった形でもあり得るだろうと考えております。

ただ一点、重要な点を補足説明しますと、現行の制度を前提とする限り、法テラスのスタッフ弁護士が被害者の支援に従事した場合も費用を援助する制度がありません。つまり、法テラスのスタッフ弁護士は無料で被害者支援活動を行うわけではありません。現状で法テラスのスタッフ弁護士が国選被害者参加弁護士制度以外の支援メニューを提供しようと、そして費用の援助を何らかの形で受けようとした場合、日弁連の法律援助事業しか制度がありません。ですから、担うべき弁護士がどこの枠組みにいたとしても構いませんが、そ

の弁護士の費用を誰が担うのか。現状は日本中の弁護士がお金を出し合って維持していますが、それが制度の在り方として健全かと。最終的には国費、少なくとも何らかの公費によって弁護士の費用を賄う、こういった仕組みが必要ではないかと考えております。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

高橋弁護士、どうぞ。

○高橋全国犯罪被害者の会副代表幹事 被害者参加人の旅費・日当の問題に関連していると聞いておりました。旅費・日当についてはV Sフォーラムで平成22年頃から法務省に働きかけておりました。最終的に旅費・日当を誰が出すのか、どこが負担するのかということが大きな問題になりました。結論としては法テラスですけれども、被害者としてはそうではなくて訴訟費用にしてほしかったのです。訴訟費用にしてほしいと申し上げたら、最高裁がこういう理屈を言ってきました。例えば、証人の出頭は義務であるが、被害者参加人の出席の方は権利であるから、権利を行使する人の費用を訴訟費用に入れることはちょっと難しいのではないかという理屈でした。

しかし、よく考えてみますと、自分が被害者になりたくて被害者になった人など誰もいないわけです。要するに被害に遭わされてしまったわけです。これは、証人が義務としてそこに出ざるを得ない以上の義務を強いられているようなものです。これを権利だという理屈だけで訴訟費用ではないと言われたことに対して、被害者は非常に憤りを覚えました。確かに被害者参加は権利かもしれないけれども、本当は被害に遭いたくなかった、このようなどころに出て来たくなかった、ここに出て来ざるを得なくなったのは誰の責任なののだと言いたかったのです。そういうことを考えた場合に、被害者は義務以上のことを強いられているわけです。

ですから、これは当然、訴訟費用として認めてほしいというのが強い要望だったのです。本当は旅費・日当だけではなくて、被害者参加人の弁護士費用も訴訟費用として負担してほしいです。それが被害者側の要望でした。

○上富刑事法制管理官 ありがとうございます。

ほかに、この点について御発言ございますか。

では、今日はこの程度でこの論点についての議論は終わりとさせていただきたいと思えます。

おかげ様で、本日で論点整理の一巡目の議論を終える形になりました。次回からは、一巡目の議論の結果を踏まえて、更に幾つかの論点に絞る形で二巡目の議論を進めていきたいと考えております。

次回の会合は、来年になりますが、2月5日、水曜日の午後1時から開催することを予定しております。場所については後ほど改めて御連絡申し上げます。

時間を若干超過いたしました。以上で本日の会議を終了させていただきます。

それでは、本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

—了—